



- I. 令和元年会社法改正を受けた金融庁関係政府令等改正案のインサイダー取引規制の観点からの検討
- II. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2020年  
11月30日号

## I. 令和元年会社法改正を受けた金融庁関係政府令等改正案のインサイダー取引規制の観点からの検討

執筆者: 船越 涼介

### 1 はじめに

金融庁は、本年 11 月 6 日、『会社法の一部を改正する法律』及び『会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』の施行(1 年 3 月以内施行及び 1 年 6 月以内施行)等に伴う金融庁関係政府令等の改正案(以下「本パブコメ案」といいます。)を公表しました<sup>1</sup>。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号。同法による改正後の会社法を以下「改正会社法」といいます。)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第 71 号。同法による改正後の金融商品取引法を以下「改正金商法」といいます。)の施行(1 年 3 月以内施行及び 1 年 6 月以内施行)等に伴い、金融庁関係政府令等について所要の規定の整備等を行うものとされています<sup>2</sup>。

本稿では、本パブコメ案のうち、インサイダー取引規制関連の改正案部分について簡単に紹介します。また、改正会社法において新たに導入された金銭の払込み等を要しない株式報酬の付与が、インサイダー取引規制の対象となる「売買等」に該当するかという論点につき、若干の分析・検討を行います<sup>3</sup>。

### 2 本パブコメ案におけるインサイダー取引規制関連の改正案について

改正会社法において、株式交付制度が新設されたこと(改正会社法 2 条 32 号の 2、774 条の 2～774 条の 11、816 条の 2～816 条の 10)に伴い、インサイダー取引規制関連では、改正金商法において、①株式交付を行うことについての決定が重要事実を追加され(改正金商法 166 条 2 項 1 号ヌ、5 号ハ、12 号ホ)、②株式交付に係る反対株主の株式買取請求(改正会社法 816 条の 6 第 1 項)に基づく売買等が適用除外に追加され(改正金商法 166 条 6 項 3 号、167 条 5 項 3 号)、③株式交付において株式交付親

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201106/20201106.html>

<sup>2</sup> パブリックコメントの期限は、本年 12 月 7 日(月)10 時 00 分(必着)とされています。

<sup>3</sup> なお、令和元年会社法改正に関わるインサイダー取引規制上の論点は、本稿で取り上げたものに限られませんが、他の論点の分析・検討については、他日を期すこととしたいと思います。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

会社株式を交付すること及び当該交付を受けることが適用除外に追加される(同法 166 条 6 項 11 号、167 条 5 項 13 号)こととなったところ。

本パブコメ案においては、上記①を受けて、株式交付に係る決定事実の軽微基準を設けることとされています(本パブコメ案の有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(以下「取引規制府令」といいます。))49 条 1 項 5 号の 2、52 条 1 項 2 号の 2、2 項 2 号の 2、55 条の 5 第 1 項 2 号の 2)。

株式交付は、株式交付親会社と株式交付子会社との間に親子会社関係を創設するために株式交付子会社の株式を譲り受け、その対価として株式交付親会社の株式を交付するものです。これは、株式交付親会社にとっては、いわば部分的な株式交換による株式の取得をしているとすることができるため、会社法上、株式交付に関する規律については、基本的には、株式交換完全親会社が株式会社である株式交換に関する規律と同様の規律を置くこととされています<sup>4</sup>。

インサイダー取引規制の関係でも、株式交付に関する規律は、株式交換に関する規律と基本的に同様の規律となっており、上記の本パブコメ案における株式交付に係る決定事実の軽微基準についても、株式交換に係る決定事実(金融商品取引法(以下「金商法」といいます。))166 条 2 項 1 号イ、5 号イ、12 号ハの軽微基準(取引規制府令 49 条 1 項 5 号、52 条 1 項 1 号、2 項 1 号、55 条の 5 第 1 項 2 号)と基本的に同様の基準となっています。

### 3 金銭の払込み等を要しない株式報酬の「売買等」該当性について

#### (1) 金銭の払込み等を要しない株式報酬

現行会社法上、株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、常に募集株式の払込金額又はその算定方法を定めなければならないこととされています(会社法 199 条 1 項 2 号)。そのため、取締役の報酬等(会社法 361 条 1 項柱書)として当該株式会社の募集株式を付与しようとする株式会社においては、実務上、当該募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を取締役の報酬等とした上で、取締役に募集株式を割り当て、引受人となった取締役をして株式会社に対する報酬支払請求権をもって現物出資財産として給付させることによって株式の発行等をするということが行われています(いわゆる現物出資構成)。

改正会社法においては、より円滑に株式を報酬等として取締役<sup>5</sup>に付与することができるように、上場会社は、取締役の報酬等として株式の発行又は自己株式の処分をするときは、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しないこととされています(改正会社法 202 条の 2 第 1 項 1 号)<sup>6</sup>。

#### (2) 売買報告書提出制度・短期売買利益返還請求制度の対象となる「買付け等」該当性

上場会社等の役員及び主要株主の売買報告書提出制度(金商法 163 条)及び短期売買利益返還請求制度(同法 164 条)は、間接的にインサイダー取引の防止を図った規定であるところ<sup>7</sup>、その対象となる行為は、「買付け等」(同法 163 条 1 項、金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」といいます。))27 条の 5、取引規制府令 26 条)及び「売付け等」(金商法 163 条 1 項、金商法施行令 27 条の 6、取引規制府令 27 条)とされています。

上場会社等の役員が現物出資構成の株式報酬の付与を受けることについては、平成 29 年の取引規制府令改正において、売買報告書提出制度・短期売買利益返還請求制度の適用除外規定が設けられたところです(取引規制府令 30 条 1 項 13 号、33 条)。

なお、新株発行による株式の取得は、株式の原始取得であって「買付け等」に該当しないと解されるため<sup>8</sup>、適用除外規定を設けるまでもなく、売買報告書提出制度・短期売買利益返還請求制度の対象になりません。したがって、新株発行による株式報酬に関していえば、上記適用除外規定は、売買報告書提出制度・短期売買利益返還請求制度の対象外となることを特に注意的に明確にしたものにすぎないと考えられます。

<sup>4</sup> 竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説〔Ⅶ〕」商事法務 2228 号(2020 年)4 頁、竹林俊憲編著『一問一答令和元年改正会社法』(商事法務、2020 年)185 頁。

<sup>5</sup> 指名委員会等設置会社においては、執行役又は取締役(改正会社法 202 条の 2 第 3 項、205 条 5 項)。

<sup>6</sup> 竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説〔Ⅲ〕」商事法務 2224 号(2020 年)8-9 頁、竹林編著・前掲(注 4)88 頁。

<sup>7</sup> 横島裕介『逐条解説インサイダー取引規制と罰則』(商事法務研究会、1989 年)232 頁、三國谷勝範『インサイダー取引規制詳解』(資本市場研究会、1990 年)170 頁、最判平成 14 年 2 月 13 日民集 56 卷 2 号 331 頁。

<sup>8</sup> 岸田雅雄監修『注釈金融商品取引法【改訂版】〔第 4 巻〕不正取引規制』(金融財政事情研究会、2020 年)109 頁〔野崎竜一〕、経済産業省産業組織課『「攻めの経営」を促す役員報酬～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～(2020 年 9 月時点版)』42 頁。

自己株式処分による株式の取得の場合には、株式の承継取得であり、「買付け等」に該当する可能性があります。もともと、「買付け等」のうち「買付け」とは、金銭を対価として上場会社等の特定有価証券等を取得することをいいますので<sup>9</sup>、金銭の払込みではなく報酬支払請求権の現物出資により株式を取得する場合には、厳密には「買付け」に該当しないと考えられます。また、インサイダー取引規制の対象となる「売買等」(金商法 166 条 1 項柱書)とは異なり、「買付け等」には「有償の譲受け」が含まれておらず、その他にも、「買付け等」の内容を定める金商法施行令 27 条の 5 及び取引規制府令 26 条において、報酬支払請求権の現物出資により株式を取得する場合は当てはまる規定は見当たりませんので、報酬支払請求権の現物出資による株式の取得は、厳密には「買付け等」に該当しないと考えられます<sup>10</sup>。

この点、平成 29 年の取引規制府令改正により適用除外規定が設けられた経緯としては、現物出資構成の場合、形式的には金銭報酬債権を対価として上場会社等の株券を取得しているものの、「実質的には金銭を対価として株券を取得している場合と同視できると考えられる」ことから、売買報告書提出制度・短期売買利益返還請求制度の対象となつて、株式報酬の活用の障害となるのではないかとの意見があったとされています<sup>11</sup>。このような経緯に鑑みれば、厳密には「買付け等」に該当しないものの、実質的に同視されるのではないかとの疑義に應えるという観点から、上記適用除外規定が設けられたのではないかと考えられます。なお、現物出資構成の株式報酬は、現行会社法において、常に募集株式の払込金額又はその算定方法を定めなければならないこととされているため(会社法 199 条 1 項 2 号)、実務上とられている技巧的な方法にすぎず、その実質は、職務執行の対価として株式報酬を付与するというものです。したがって、実質的側面に着目した場合でも、金銭を対価とする株式の取得と同視されるものではないと考えられます。

したがって、自己株式処分による株式報酬に関しても、上記適用除外規定は、売買報告書提出制度・短期売買利益返還請求制度の対象外となることを特に注意的に明確にしたものにすぎないと考えられます。

以上に対し、本パブコメ案を見る限り、改正会社法において新たに導入された金銭の払込み等を要しない株式報酬については、現物出資構成の株式報酬とは異なり、適用除外規定が設けられないようです。

これは、金銭の払込み等を要しない株式報酬については、金銭の払込みも報酬支払請求権の現物出資も行われぬ以上、そもそも「買付け等」に当たらないことが明らかであり、注意的に適用除外規定を設けるまでもなく、売買報告書提出制度・短期売買利益返還請求制度の対象とならないといえど整理された結果ではないかと考えられます。

### (3) インサイダー取引規制の対象となる「売買等」該当性

まず、有価証券の発行及びこれに対応する原始取得は、インサイダー取引規制の対象となる「売買等」(金商法 166 条 1 項柱書)に当たらないと解されています<sup>12</sup>、金銭の払込み等を要しない株式報酬の付与が新株発行により行われる場合には、上記(2)の「買付け等」に該当しないことと同様、「売買等」にも該当しないと考えられます。

一方、金銭の払込み等を要しない株式報酬の付与が自己株式処分により行われる場合には、別途検討を要します。すなわち、上記(2)のとおり、売買報告書提出制度・短期売買利益返還請求制度の対象となる「買付け等」には該当しないと解するとしても、「買付け等」とは異なり、インサイダー取引規制の対象となる「売買等」には、「有償の譲渡若しくは譲受け」が含まれています(金商法 166 条 1 項柱書)<sup>13</sup>。

金銭の払込み等を要しない株式報酬は、「株式の無償交付」などと呼ばれることがありますが、ここで「無償」といわれるのは、飽くまで株式会社が新株発行又は自己株式処分を行うに当たって金銭の払込み等を要しないという局面に着目したものにすぎません。取締役の報酬等は、株式会社と取締役の間の有償双務の任用契約に基づき、取締役の株式会社に対する職務執行の対価として給付されますので、金銭の払込み等を要しない株式報酬の付与が自己株式処分により行われる場合には、会社にとっては「有償の譲渡」であり、取締役にとっては「有償の譲受け」であり、インサイダー取引規制の対象となる「売買等」に該当することは

<sup>9</sup> 堀本修「会社役員・主要株主の株券等の売買に関する省令の解説[上]——改正証取法 188 条～190 条の省令——」商事法務 1159 号(1988 年)8 頁、岸田・前掲(注 8)109 頁。なお、売買の成立には、財産権の移転と代金の支払の合意を要します(民法 555 条)。

<sup>10</sup> 経済産業省産業組織課・前掲(注 8)41 頁は、上場会社等が役員に対し自己株式処分による有償での株式交付を行う場合には、売買報告書提出制度及び短期売買利益返還請求制度の対象になると述べますが、条文上の根拠が明確でなく、疑問があります。

<sup>11</sup> 大谷潤ほか「株式報酬等の柔軟な活用を可能とするための開示府令・取引規制府令の改正」商事法務 2143 号(2017 年)14 頁。

<sup>12</sup> 横島・前掲(注 7)45 頁、三國谷・前掲(注 7)129 頁。

<sup>13</sup> 公開買付け等事実に係るインサイダー取引規制(金商法 167 条)の対象となる「買付け等」及び「売付け等」についても、それぞれ株券の「有償の譲受け」及び「有償の譲渡」が含まれることから(同条 1 項、金商法施行令 33 条 1 号、33 条の 3 第 1 号、33 条の 4 第 1 号)、基本的に、重要事実に係るインサイダー取引規制(金商法 166 条)の対象となる「売買等」と同様の議論が当てはまります。

否定し難いのではないかと考えられます<sup>14</sup>。

もっとも、仮に未公表の重要事実が存在する場合であっても、いわゆるクロクロ取引(重要事実を知っている者同士が、「取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで」行う相対取引)に係る適用除外規定(金商法 166 条 6 項 7 号)を用いるなどして、インサイダー取引規制の適用対象外とすることも可能ではありません。

インサイダー取引規制は、証券市場の公正性と健全性を確保し、もって、証券市場に対する投資者の信頼を確保することを趣旨とする規制であるところ、重要事実を知っている者同士が相対取引を行う場合、通常、証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を害することはないと考えられることから、クロクロ取引は、インサイダー取引規制の適用除外とされています<sup>15</sup>。しかしながら、クロクロ取引の方法をとること自体、一定の煩雑さがあることは否めません。

この点、取締役の職務執行の対価としての株式報酬の付与は、会社法上の自己株式処分に係る規律(会社法 199 条以下)及び報酬等に係る規律(改正会社法 361 条)に従って実施される株式会社とその取締役の間の内部的な相対取引であり、通常、証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を害するものではないと考えられます。また、相当期間の譲渡制限が付されているならば、未公表の重要事実が存在する状況下で株式報酬の付与が行われたとしても、付与を受けた取締役が、当該重要事実が公表される前に当該株式を第三者に売却するという事態が生じることもないといえます。

そうすると、取締役の職務執行の対価としての株式報酬の付与については、少なくとも一定の譲渡制限<sup>16</sup>が付されている場合には、必ずしもクロクロ取引の方法によらなくても、例えば、「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」に係る適用除外(金商法 166 条 6 項 12 号)に該当するものと整理するか<sup>17</sup>、あるいは、重要事実を知ったことと無関係に行われたことが取引の経緯等から明らかな売買等であって、インサイダー取引規制違反として課徴金納付命令等の対象とされることにはならない(金融庁＝証券取引等委員会「インサイダー取引規制に関する Q&A」(平成 20 年 11 月 18 日、最終改訂：令和元年 7 月 29 日)応用編(問 3))と整理する余地もあるのではないかと考えられます。これは、現物出資構成の株式報酬か、金銭の払込み等を要しない株式報酬かにかかわらず、同じ議論が当てはまると考えられます。

本パブコメ案においては、上記の点について特段の手当ては行われていませんが、金銭の払込み等を要しない株式報酬の付与の「売買等」該当性の問題を含め、今後、パブリックコメント回答や上記「インサイダー取引規制に関する Q&A」の追加等により、解釈が明確化されることが望まれます。

以上



ふなこし りょうすけ  
船越 涼介

西村あさひ法律事務所 弁護士  
r.funakoshi@jurists.co.jp

2009 年弁護士登録。2014-2016 年、金融庁総務企画局市場課および法令等遵守調査室出向。2017-2018 年、Alston & Bird LLP 出向。2018-2019 年、野村証券株式会社取引コンプライアンス部出向。主たる業務分野は、企業不祥事の実態調査・対応助言等の危機管理・訴訟、インサイダー取引規制・金融商品取引業者等に対する業規制をはじめとする金融規制法、コンプライアンス体制整備。

<sup>14</sup> なお、金銭の払込み等を要しない株式報酬について、有利発行規制(会社法 199 条 2 項、3 項、201 条 1 項)の適用はないものと整理されているところ、その理由の一つとして、株式会社が取締役の報酬等として新株発行又は自己株式処分をする場合には、当該株式は取締役の職務執行の対価として交付され、取締役は株式会社に対して職務執行により役務を提供するため、金銭の払込み等を要しないこととすることが特に有利な条件に該当することは想定し難いとの点が挙げられています(竹林ほか・前掲(注 6)10 頁(注 6)、竹林編著・前掲(注 4)94 頁)。

<sup>15</sup> 横島・前掲(注 7)158 頁。

<sup>16</sup> 例えば、元会社関係者がインサイダー取引規制の対象となる期間が 1 年間であること(金商法 166 条 1 項柱書)を踏まえ、最低 1 年間の譲渡制限を付すことが考えられます。なお、有価証券届出書の提出が不要とされ、臨時報告書の提出で足りることとされる譲渡制限付株式の付与については、取締役等が交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後 3 か月(外国会社にあつては 6 か月)を超える期間、譲渡が禁止される旨の制限が付されていることが必要とされています(金商法施行令 2 条の 12 第 1 号)。

<sup>17</sup> 当該適用除外の考え方については、本ニューズレター 2020 年 3 月 31 日号([https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management\\_200331.html](https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management_200331.html))の「Ⅱ. インサイダー取引規制における『その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合』に係る適用除外の考え方」も参照。

## Ⅱ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者:木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。  
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2020年11月6日】

**金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2020」(新型コロナウイルス感染症、ESGに関する開示)を公表**

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20201106-3.html>

金融庁は、「新型コロナウイルス感染症」及び「ESG」に関する有価証券報告書における開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2020」として公表しました<sup>18</sup>。

【2020年11月11日】

**公取委、判別手続に関するQ&Aを更新**

<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/hanbetsu/qa.html>

公正取引委員会は、2020年11月11日、判別手続<sup>19</sup>に関するQ&Aの更新版を公表しました。今回の更新では、判別手続に係る電子データの取扱いについて、以下の留意点が示されています。

- 判別手続上の保護を受けるためには、対象が電子ファイルの場合はファイル名、電子メールの場合は件名について、「公取審査規則特定通信」又は「公取審査規則第23条の2第1項該当」との文言を含むものとする必要がある。
- 電子メールについて、メール本文及び添付ファイルの双方について判別手続上の保護を受けたい場合、電子メールの件名及び当該添付ファイルのファイル名の両方において上記の文言を含む記載とすることが必要。
- 特定通信の内容を記録した電子データは、弁護士に相談することを事務として取り扱う部署又は役員等が管理する場所に保存することが必要であり、それ以外の電子データの保存箇所と、フォルダの名称等によって区別しておくことが必要。
- 電子メールについては、特定通信の内容を記録した電子メールの送受信を行うためだけに使用する専用のメールアドレスを用いて送受信を行うことが必要。

<sup>18</sup> その他の「記述情報の開示の好事例集」(2019年3月公表、同年12月最終更新)に関しては、[本ニューズレター2019年3月号](#)(「金融庁、『記述情報の開示に関する原則』及び『記述情報の開示の好事例集』を公表」)及び[本ニューズレター2019年12月27日号](#)(「金融庁、『記述情報の開示の好事例集』を更新(役員の報酬等)」)をご覧ください。

<sup>19</sup> 判別手続に関しては、[本ニューズレター2020年4月30日号](#)(勝部純、沼田知之「改正独禁法における事業者・弁護士間の秘密通信物件の取扱いについてー判別手続の導入に向けた公取委規則改正案及び指針案の公表」)もご参照ください。

【2020年11月13日】

**総務省、発信者情報開示の在り方に関する研究会の最終とりまとめ案を公表**

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/information\\_disclosure/02kiban18\\_02000120.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/02kiban18_02000120.html)

総務省の発信者情報開示の在り方に関する研究会は、今後の発信者情報開示制度に関する検討結果を取りまとめた、最終とりまとめ案を公表しました。本報告書では、以下の提言がなされています。

- ログイン時のIPアドレス等、「ログイン時情報」を開示の対象とする。この開示に際しては、
  - a 権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが、同一の発信者によるものであること
  - b コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していない場合など、侵害投稿時の通信経路を辿って発信者を特定することができないこと(補充性要件)
  - c 開示情報を権利侵害投稿との一定の関連性を有するものに限定する等、発信者の特定に必要な最小限度のものに限定することを要件とする。
- 現在、発信者情報を開示するには、コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示仮処分申立て及びアクセスプロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟の2段階の裁判手続を経る必要があるところ、1つの裁判手続の中で発信者を特定することができる手続を定めた、新たな裁判手続(非訟手続)を創設する。この裁判手続(非訟手続)は、発信者を特定する手続に加えて、特定の通信ログを早期に保全する手続も一連の手続で行うことができる仕組みとし、以下の内容を含むものとする。
  - a 裁判所による、①各プロバイダに対する発信者情報の開示命令、②コンテンツプロバイダが保有する権利侵害に関する発信者情報をアクセスプロバイダに提供するための提供命令、③アクセスプロバイダに対する権利侵害に関する発信者情報の消去禁止命令を創設する。
  - b 発信者の権利利益保護のために、発信者に対して間接的な意見照会を行うだけでなく、直接的な手続保障を確保するため、発信者の異議申立てへの関与等の対応を図る。
  - c 発信者情報開示手続の濫用を防止できる制度設計を図る。
  - d 海外事業者への簡易な方法による伝達の仕組みを構築する。
- 現行の実体法上の開示請求権を維持したまま、これに加えて、上記の非訟手続を行うことができるようにする。

本最終とりまとめ案は、パブリックコメントの結果を踏まえて確定する予定です。

以上



きめだ ひろし  
**木目田 裕**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと  
**高林 勇斗**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[y.takabayashi@jurists.co.jp](mailto:y.takabayashi@jurists.co.jp)

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき  
**西田 朝輝**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[a.nishida@jurists.co.jp](mailto:a.nishida@jurists.co.jp)

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ  
**松本 佳子**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[ke.matsumoto@jurists.co.jp](mailto:ke.matsumoto@jurists.co.jp)

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。